

福岡県公報

令和 5 年 6 月 27 日
第 409 号

目 次

告 示 (第445号 - 第448号)

- 自衛官の募集 (行財政支援課) 1
- 令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課) 2
- 令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の公表 (水産振興課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 公 告
- 競争入札参加者の資格等 (企 画 課) 3
- 一般競争入札の実施 (企 画 課) 4
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 5
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (監視指導課) 6
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (監視指導課) 6
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (監視指導課) 7
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (監視指導課) 7
- 意見募集の結果の公示 (廃棄物対策課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (行財政支援課) 8
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (行財政支援課) 8
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) 9

告 示

福岡県告示第445号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、応募資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和 5 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 募集種目
海上・航空自衛隊航空学生
- 2 募集期間
令和 5 年 7 月 1 日 (土) から令和 5 年 9 月 7 日 (木) まで
- 3 応募資格
 - (1) 令和 6 年 4 月 1 日現在、海上自衛隊は18歳以上23歳未満(平成13年 4 月 2 日から平成18年 4 月 1 日までに出生した者)の者、航空自衛隊は18歳以上21歳未満(平成15年 4 月 2 日から平成18年 4 月 1 日までに出生した者)の者で、日本国籍を有する者
 - (2) 詳細は、採用要項による。
- 4 試験期日
試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等によ

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 [作成] 〒 810-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6 番 19 号
 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社西日本高速印刷
 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-531-1766

り周知する。

(1) 第1次試験（筆記）

令和5年9月18日（月）

(2) 第2次試験（口述・航空身体検査・適性検査）

令和5年10月14日（土）～令和5年10月19日（木）のうち指定する1日

(3) 第3次試験（航空身体検査（一部）・適性検査）

海上自衛隊：令和5年11月17日（金）～令和5年12月13日（水）のうち指定する1日

航空自衛隊：令和5年11月11日（土）～令和5年11月16日（木）

令和5年11月18日（土）～令和5年11月23日（木）

令和5年11月25日（土）～令和5年11月30日（木）

令和5年12月2日（土）～令和5年12月7日（木）

令和5年12月9日（土）～令和5年12月14日（木）のうち指定する期間

(4) 詳細は、採用要項による。

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 （電話 092-584-1881～3）	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）

福岡市東区名島3-24-2 （電話 092-672-3255）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（名島）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市諏訪野町2401 （電話 0942-38-1616）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

試験場の位置	名称
北九州試験場 北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡試験場 春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

※日程及び試験場は、変更される場合があるため、細部については、5項目にある最寄りの受付場所に問い合わせること。

福岡県告示第446号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量

くろまぐろ (小型魚)	20.3トン	福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分	20.3トン
くろまぐろ (大型魚)	8.7トン	福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分	8.7トン

福岡県告示第447号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	福岡県まさば及びごまさば知事管理区分	現行水準

福岡県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年6月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	藤山 国分線 一丁田	久留米市藤山町745番1先から 久留米市藤山町551番1先まで

公 告**公告**

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする特定役務の種類
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事
- 競争入札参加者の資格
次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）
 - 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの
 - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

(6) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

(1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込期限の令和5年7月19日まで随時受け付ける。

(2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

ア 令和5年度の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」

イ 令和3年10月1日から令和4年9月30日までの審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出書類の販売場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）

(5) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(6) その他

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

4 資格審査申請に関する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

土木一式工事

1 工事名

国道322号香春大任バイパス2号トンネル本体工事

2 施工場所

田川郡香春町大字採銅所

3 予定工期

令和5年度から令和8年度まで

4 工事概要

トンネル工（NATM） N = 1式

工事長 L = 713m

トンネル延長 L = 713m

幅員 W = 9.5m

標準内空断面 A = 54.98㎡

5 入札を行う時期

令和5年度 第3・四半期

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県県土整備部企画課技術調査室

電話 092-643-3521

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和 5 年 6 月 5 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) エフコープ粕屋店 糟屋郡粕屋町酒殿駅南土地区画整理地内17街区1～15	エフコープ粕屋店 糟屋郡粕屋町酒殿駅南土地区画整理地内17街区1～15

- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
エフコープ生活協同組合 代表理事 理事長 堤 新吾 糟屋郡篠栗町中央一丁目8番1号 その他未定	エフコープ生活協同組合 代表理事 理事長 堤 新吾 糟屋郡篠栗町中央一丁目8番1号 外1者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和 5 年 6 月 12 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ドラッグコスモス七重店
- (2) 所在地 中間市七重町1907番1外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
令和 6 年 2 月 13 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,364平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物敷地内	54

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物敷地北側	16

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物東側	36

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内東側	10.94

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1箇所	建物敷地北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社R

(2) 所在地

大川市大字北古賀15番地1

(3) 代表者

代表取締役 平田 明美

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

産業廃棄物処分業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和5年6月2日

4 処分の理由

(1) 株式会社Rは、法第14条第16項に規定する再委託の基準に従わず、他人に産業廃棄物の処分を委託した。

(2) 株式会社Rは、法第12条の5第3項及び第4項の報告規定において虚偽の報告をした。

(3) 株式会社Rは、法第12条の4第2項の規定に違反し、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた。

(4) 株式会社Rは、法第12条の3第1項の規定による産業廃棄物管理票の交付をせずに、産業廃棄物の引渡しを行った。

(5) 株式会社Rは、法第18条第1項に基づく報告徴収に対し、虚偽の報告をした。

(6) 上記(1)から(5)までの行為は、法第14条の3第1号の規定に該当し、特に情状が重いため、法第14条の3の2第1項第5号に規定する許可取消事由に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社創友環境開発

(2) 所在地

大阪府大阪市北区曾根崎新地一丁目3番23号

(3) 代表者

代表取締役 藤本 喜久

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の全部停止

3 停止命令の期間

令和5年6月11日から令和5年7月10日まで

4 処分の年月日

令和5年6月2日

5 処分の理由

株式会社創友環境開発は、法第12条の4第2項の規定に違反し、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた。

当該行為は、法第14条の3第1号に規定する事業停止命令事由に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社フクナン開発

(2) 所在地

久留米市荒木町白口1602番地

(3) 代表者

代表取締役 中川原 孝

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の全部停止

産業廃棄物処分業の全部停止

特別管理産業廃棄物収集運搬業の全部停止

3 停止命令の期間

令和5年6月11日から令和5年7月25日まで

4 処分の年月日

令和5年6月2日

5 処分の理由

(1) 株式会社フクナン開発は、法第12条の3第1項の規定による産業廃棄物管理票の交付をせずに、産業廃棄物の引渡しを行った。

(2) 株式会社フクナン開発は、法第12条の4第2項の規定に違反し、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた。

(3) 上記(1)及び(2)の行為は、法第14条の3第1号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に規定する事業停止命令事由に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社福南

(2) 所在地

八女市長野1939番地の3

(3) 代表者

代表取締役 中川原 孝

2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の全部停止

3 停止命令の期間

令和5年6月11日から令和5年7月10日まで

4 処分の年月日

令和5年6月2日

5 処分の理由

株式会社福南は、法第12条の4第2項の規定に違反し、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた。

当該行為は、法第14条の3第1号に規定する事業停止命令事由に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（産業廃棄物関係）の一部改正案について、令和5年5月2日から同年6月1日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり同月12日に改正しました。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

環境部廃棄物対策課施設第二係

電話：092-643-3364

メールアドレス：haiki@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市太郎丸字鳥ノ巣1072番1から1072番4まで、1073番1、1073番2、1074番1、1074番2、1075番1、1075番4、1079番1番の一部、1079番2番の一部、1080番1の一部及び1080番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 永松 文彦

飯塚市椋本66番地1

株式会社佐藤建設

代表取締役 佐藤 慶一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和5年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和5年6月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

84,423

福岡県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和5年6月1日現在における選

挙人名簿により、次のようになった。

令和5年6月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

627,642

福岡県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和5年6月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	26,708
北九州市小倉北区	50,272
北九州市小倉南区	57,664
北九州市若松区	22,315
北九州市八幡東区	18,066
北九州市八幡西区	69,071
北九州市戸畑区	15,819
福岡市東区	86,200
福岡市博多区	67,012
福岡市中央区	56,143
福岡市南区	72,729
福岡市城南区	34,929
福岡市早良区	60,135
福岡市西区	56,511

大牟田市	30,925
久留米市・うきは市	90,358
直方市	15,439
飯塚市・嘉穂郡	38,595
田川市	12,657
柳川市	17,774
八女市・八女郡	22,370
筑後市	13,481
大川市・三潞郡	13,009
行橋市	20,152
中間市	11,405
小郡市・三井郡	20,469
筑紫野市	29,153
春日市	30,509
大野城市	27,708
宗像市	26,800
太宰府市	19,651
古賀市	16,134
福津市	18,244
宮若市・鞍手郡	13,780
嘉麻市	10,158
朝倉市・朝倉郡	23,088
みやま市	10,109
糸島市	28,301
那珂川市	13,478

糟屋郡	62,436
遠賀郡	25,615
田川郡	20,644
京都郡	15,451
築上郡・豊前市	15,593